

# 平成 31 年度 入園のしおり（案）

## 専法寺保育園



### 特定非営利活動法人専法寺保育園

〒728-0021 広島県三次市三次町 1 1 8 1-3 番地

電話開設準備中 Fax 開設準備中

ホームページ開設準備中

メール開設準備中

# 専法寺保育園概要

## ○施設の概要

施設の所在地	〒728-0021 広島県三次市三次町 1181-3 番地
名称	専法寺保育園（せんぼうじほいくえん）
事業形態	小規模保育事業所（A型）
設置者	特定非営利活動法人専法寺保育園 理事長 梵 大英
設置者住所	〒728-0021 広島県三次市三次町 1191 番地
主な設備	延べ面積 122.79 m <sup>2</sup> 保育室 0歳 14.05 m <sup>2</sup> 、1歳 29.83 m <sup>2</sup> 、2歳 17.11 m <sup>2</sup> 、 園庭は専法寺境内及び本堂を使用（約 100 m <sup>2</sup> を使用）
事業開始年月	平成 31 年 4 月 1 日
職員内容	園長、主任、保育士、栄養士、調理師、事務員

## ○保育内容

利用年齢	生後 6 ヶ月～2 歳児まで
定員（保育士配置数）	合計 19 名 満 6 ヶ月からの 0 歳児 3 名（1 名） 1 歳児 8 名（2 名） 2 歳児 8 名（2 名）
開所時間	月曜日～土曜日 7:30～18:30 ※ 18:30～19:30 は延長保育 ※土曜日は延長保育なし
休園日	日曜日、祝日、年末年始等
保育料	三次市保育利用基準額表に準ずる
給食	園内調理

## ○保育理念（設立趣旨）

未来を拓く子ども達の健やかな成長を支え、幼少期保育の過程で基本的な生活習慣の自立を促しつつ、感謝の心を育むことを目的とする。（仏教理念に基づいた感謝の心を育む保育の推進）

また、地域社会全体で子どもを育てる事で、未来志向の街づくりに寄与するとともに、子供たちを安心して預けることの出来る保育園とする。

保護者の労働意欲を高め、また、女性活躍推進の一助となるよう保育園運営を行う。（地域の子どもを地域が育てる地域保育の推進・安心な保育環境を整備し地域労働力の向上・地域経済の活性化を促す）

## ○保育方針・目標

- ・ 少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、保護者と連携を図り、きめ細かな保育を行う。
- ・ 基本的な生活習慣を身につけられるようにする。
- ・ 生活の中で考える心、思いやる心、感謝する心を育む。
- ・ 地域の人や文化に触れ、関心を深め、豊かな感性を育む。

## ○ご利用手続きについて

入所希望の方は「三次市保育施設等入所申込書」を三次市にご提出下さい。

## ○一日の流れ（デイリープログラム）

7:30～	順次登園
8:30～	各クラスへの移動、朝のお集まり、自由遊びなど
9:30～	各クラスでのカリキュラム、朝のおやつなど
11:00～	昼食開始
12:00～	午睡開始
15:00～	起床、おやつ・水分補給、帰りのお集まり・絵本の読み聞かせ、自由遊び
16:30～	0・1歳合同保育⇒随時合同保育へ
18:30～	《延長保育開始》
18:45～	おやつ（合同保育、順次降園）
19:30	閉園

◎0歳児、1歳児は月齢、子ども個人の日課に合わせ保育を行います。

◎お子さまの保育は、ご家庭と連携をとり、その日の体調や状況に応じ、個別に対応していきます。特に乳児や1歳前半までのお子さまにつきましては、未熟で個人差があり、病気に対する抵抗力も弱いので、一人ひとりの生活（ミルク・離乳食・昼寝・排泄・遊び）を十分に考慮して保育をしていきます。

◎登園準備は出来るだけ、お子さまと一緒にしようにしましょう！

## ○登園降園について

- ・ 早寝、早起きを心がけましょう。
- ・ 朝ごはんはしっかりたべましょう。
- ・ 用便は必ず済ませましょう。
- ・ 駐車場などでお子様から目を離さないようにして下さい。
- ・ お子様には保護者が必ず付き添い、保育士に直接園内で引き渡して下さい。
- ・ 登園時にお子様の体調を保育士にお伝え下さい。
- ・ おやつや不要なおもちゃを持って登園しないで下さい。
- ・ お迎えが18:30以降になる場合は必ずお早めに連絡して下さい。

## ○服装について

毎日の服装は動きやすく、着替えやすい服装にしてください。

- ・ トイレトレーニングが始まると、つなぎの服（下着を含む）の着用は避けてください。
- ・ サイズのあった服装にしてください。すその長いズボン危険です。
- ・ ひもやフードのついていないシンプルな服装が安全です。
- ・ 靴は、運動靴又は長靴でサイズがあったものにして下さい。
- ・ 基本的に室内では裸足で過ごしますが、園外へ出る際には足を保護する意味でも靴下を着用します。着用して登園するか持参するようにして下さい。また、やもなく、室内で靴下を着用する場合には滑り止めのあるものでないと着用出来ません。

**全てのものにマークをし、取り付けられないものには記名をおねがいます。**

## ○欠席等の連絡について

欠席、遅刻の場合、原則として前日までに当園までご連絡ください。

なお、病気等で当日の連絡になる場合は、午前8時30分までをお願いします。

## ○緊急連絡の方法

お子さまの急な病気やけがのときには「児童調書」に記入された連絡先にご連絡します。  
※住所、電話番号、親権者変更があった場合にはその都度すぐにお知らせください。

## ○プライバシーを守るために

誘拐などの防止のために保護者以外の方のお迎えは原則できません。また、来園される際には、必ず園発行のネームタグを付けてお越しください。お迎えが変わる場合にはご連絡をお願いいたします。ご連絡がない場合は、確認のご連絡をいたします。お子さまの養育する人が代わったときは、保育士にお知らせください。

- ・病気や緊急的なこと、行事のことで連絡する際は、当園よりご連絡いたします。
- ・ご家族以外の方で、お子さまが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についてのお問い合わせには応じないようになっておりますので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいてください。

## ○ご家庭との連携《連絡帳について》

連絡帳を導入いたします。ご家庭での様子や育児の相談など、何でもご記入ください。

基本的には、園とご家庭との連携やコミュニケーションを深めるため、口頭にて1日の様子などをお伝え出来ればと考えています。連絡帳への記入は、園での生活をよりお子さまに合わせたものとなるよう、特に乳児クラスにおきましては、食事、睡眠などの1日の生活を簡単に記入していただき、ご家庭と園との連携を取りながら保育を進めて参りたいと思います。

※何も記入事項がなくても、毎日よく見て必ず持たせるようにしてください。

## ○持ってくるもの

### 0歳児

毎日持ってくるもの	園に置いておくもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食食用エプロン 3枚</li><li>・ 口拭きタオル 3枚</li><li>・ 連絡帳</li><li>・ 着替え1組</li><li>・ 汚れ用ビニール袋 2枚</li><li>・ 通園カバン</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 午睡用布団（毎週末持ち帰ります）</li><li>┌ 敷用バスタオル 1枚</li><li>└ 上掛け用バスタオル又はブランケット1枚</li><li>・ 着替え1組</li><li>・ おむつ 10枚</li><li>・ お尻拭き 1個</li><li>・ 哺乳瓶 1本</li><li>・ ミルク</li></ul>

### 1・2歳児

毎日持ってくるもの	園に置いておくもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食食用エプロン3枚（2歳児 2枚）</li><li>・ 口拭きタオル 3枚（2歳児 2枚）</li><li>・ 連絡帳</li><li>・ 着替え 1組</li><li>・ 汚れ用ビニール袋 2枚</li><li>・ 午睡あけ用肌着 1枚</li><li>・ 帽子 →指定有</li><li>・ 通園カバン ※自分で持てるリュック</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 午睡用布団（毎週末持ち帰ります）</li><li>┌ 敷用バスタオル 1枚</li><li>└ 上掛け用バスタオル又はブランケット1枚</li><li>・ 着替え1組（布袋に入れてお持ち下さい。）</li><li>・ 下着（2～3組程度）</li><li>・ 歯ブラシ</li><li>《必要な方》・ おむつ 10枚</li><li>・ お尻拭き 1個</li></ul>

※食食用エプロン、口拭きタオルは白色無地のものとする。

※季節により持ち物を変更する場合があります。

## ○年間行事

4月	入園・進級のつどい、花まつり
5月	端午の節句（子供の日）
6月	園外保育
7月	七夕会、水遊び
8月	水遊び、
9月	十五夜
10月	生活発表会
11月	地域交流、園外保育
12月	一年の感謝の集い
1月	お正月、餅つき、七草
2月	節分豆まき
3月	卒園式、桃の節句

◎毎月の行事：お誕生日会・定期健康診断・身体測定・避難訓練

## ○入園時に持ってきていただくもの

- ・保険証、乳児医療証
- ・母子手帳 ※住所、誕生日等で変更のある場合にはその都度お持ちください。

## ○入園時に購入していただくもの

- ・マークシート 1枚 500円
- ・連絡帳 100円
- ・雑費袋 100円
- ・帽子 2,160円（1～2歳児のみ）

## ○けんかや怪我について

最善の注意判断を持ってけんかや怪我の防止を行いますが、抑止できない場合もあります。予めご了承下さい。（引っ張り、引っ掻き、噛みつきなど）

## ○薬について

本来、園で薬を飲ませることは法律違反です。  
やむを得ず薬を持参される場合下記に留意し、ご持参ください。

- ① 各クラスに設置してある「お薬依頼書」に記入し、保育士に手渡ししてください。  
※登降園簿にも記入欄があるのでそちらにも○をしてください。
- ② 医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬の対応はできません。
- ③ 1回分を持参する。水薬は小さな容器に移してください。薬にも記名して下さい。
- ④ 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑤ 長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ⑥ 吸入などの医療行為は、園では実施できないことになっております。
- ⑦ 医療機関の医師へ、保育園に通っていることを伝えてください。
- ⑧ 薬が変わった場合には、その都度新たに依頼書をご提出ください。

## ○食事と離乳食

### ①食事は保育の柱です

ご家庭での食事内容をアンケートした結果、手軽で簡単な揚げ物や、炒め物が多いことがわかりました。生活習慣病の予備軍である高脂血症児が増えていると言われていた今、和食が見直されています。当園の給食は自園調理となり、献立は、野菜中心の和食が主で体にやさしい食事になっています。

○月曜日～土曜日 主食と副食の給食があります。

○おやつは午前と午後の2回です。

※午後のおやつは、少しお腹に溜まるようなおやつになります。

※延長保育の場合おやつ有り

### ②離乳食

○離乳食はご家庭と連携をとり進めていきます。

○ミルクを飲まれている方は、ご家庭から哺乳瓶を準備して頂き、園でお預かりいたします。

○冷凍母乳をお持ちになりたい方は、お申し出下さい。

○授乳においてになる方は、保育士にお知らせください。

### ③園での完全除去食はたいへん困難です

除去食は、親子ともに心理的にも大きな負担となることが多く、何もかも制限してしまうほどの除去食の場合は、発育障害、栄養失調などの危険性もあり、慎重に進めなければなりません。

保護者の独自の判断で食物除去をしないようにし、定期的のアレルゲン抗体検査や診断を受け、その指示にしたがってすすめるようにします。卵、牛乳、大豆は3大アレルゲンとしてもよく知られ、除去するケースも多く、そば、ピーナッツのように、たまにしか使わない食品であっても食べてしまうと激しいショック症状を起こしやすいものもあり、保護者や家庭との連携を取り合うことは大変に重要です。

>>>アレルギー疾患をお持ちの場合は、必ず保育士にお知らせください。

## ○健康管理について

当園では以下の健康管理を行います。

・身体測定：月一回      ・健康診断：年二回      ・体温測定：随時

## ○連携施設（病院）

病院	佐々木内科
所在地	広島県三次市三次町 1542-6 TEL0824-62-2824
内容	健康診断、怪我、病気等の相談・職員の健康診断等

## ○病前後の登園時注意事項

健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせください。

>>>発熱、嘔吐・下痢、機嫌が悪い、元気がない、通院した場合、病状と症状など

●保育中に体調が悪くなった時には、早めにお知らせいたします。

●病気怪我後に登園される際は、医師に登園してもよいかどうかを確かめてください。

●持病のあるお子さまは必ず入園の際にお知らせください。（アレルギー、けいれん、喘息等）

※病気の種類によって、多くの子どもたちにうつります。

感染症と診断されたときには、他のお子さまにうつりますのでお休みいただきます。治って登園する場合には、治癒証明が必要になります。当園で感染症が出た場合は、ポスターを掲示し症状や発病期間についてお知らせいたします。

## ○感染症の出席停止基準

治癒証明が必要

登園許可書が必要

病名	登園停止期間
インフルエンザ	発症後最低5日間かつ解熱後、3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
はしか	解熱後、3日を経過するまで
おたふくかぜ	耳下線、顎下線又は舌下線の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
三日はしか（風疹）	発疹が消失するまで
水ぼうそう	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 （アデノウイルス・プール熱）	主要症状の消退後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	治癒するまで
急性出血性結膜炎	治癒するまで
その他の疾病	<p>※次の疾病については、医師が登園しても差し支えないと認めたときは登園可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパンギーナ</li> <li>・溶連菌感染症</li> <li>・手足口病</li> <li>・りんご病（伝染性紅斑）</li> <li>・感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）</li> <li>・気管支炎、肺炎（マイコプラズマ、RS感染症など）</li> <li>・とびひ（伝染性膿痂疹、皮膚化膿症）</li> <li>・水いぼ（伝染性軟属腫）</li> </ul>

※登園許可書は医師の診断後、保護者記入で提出してください。  
 ※上記以外にも、各種伝染性疾患があります。医師に受診（相談）していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。  
 ※それぞれの用紙は、しおり最後に2枚ずつ有り。切り離してお使いください。  
 ※用紙が無くなりましたら、お申し出ください。

## ○乳幼児突然死症候群（SIDS）

乳幼児突然死症候群（SIDS）から、赤ちゃんを守るために当園では以下を留意します。

- 赤ちゃんを1人にしません。
- 保育士が見守り、赤ちゃんのようすを定期的（10分おき）に観察します。
- 枕は使いません。
- ベッドの周りには、ひもやタオルなど、危険なものは置きません。
- 授乳においていただき、母乳を飲ませるようにおすすめします。

### >>>お母さん気をつけて！！

- 【あおむけで寝かせましょう】うつぶせ寝は危険です。
- 【タバコはやめよう】
- 【できるだけ母乳で育てよう】

SIDS（シズ：乳幼児突然死症候群）とは？それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本では、年間500～600前後の赤ちゃんが、この病気で亡くなっています。これは生まれてきた赤ちゃんの約2000人に1人の割合です。そのほとんどが、1歳未満の乳幼児の赤ちゃんに起きています。原因は、まだよくわかっていませんが、育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子のあることが明らかになってきました。上記の3つの項目に気をつけると、未然に防げると言われています。

## ○利用者に対しての保険の種類

### <災害共済給付>

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ●給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症 ●異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通園中の災害の場合1,885万円～41万円〕
死亡	園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通園中の場合1,400万円〕
	突然死 園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円〔通園中の場合1,400万円〕
	園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円〔通園中の場合も同額〕

### <施設賠償責任保険>

保証内容	対人/対物賠償 1名1億円 1事故2億円 免責金額1事故1万円
------	---------------------------------

**※保険料は年に一度、雑費袋にて〇〇〇円を集金いたします。**

## ○避難訓練・避難場所について

毎月、もしも！に備えてあらゆる事を想定して子どもたちと避難訓練を行います。自然災害もよく聞かれるようになり、もしも！の災害に備えて、当園が避難場所に指定している場所をご紹介します。

- ◆第一次避難場所：専法寺境内（人数確認、けが人の応急手当等行う）
- ◆第二次避難場所：専法寺境内（火災、破損等により園舎が危険な状態の場合移動する）
- ◆第三次避難場所：三次小学校（大規模災害による地域避難施設）

### 万が一、避難することになった場合の避難先の表示と連絡について

- ①保育園を離れる場合は、行き先がわかるように玄関に掲示を出します。
- ②随時、緊急連絡先に従って順に保護者の皆さまにご連絡させていただきます
- ③災害用伝言ダイヤル（171）へ避難場所等を登録しますので、案内に従って伝言をお聞きください。

### ●災害用伝言ダイヤルの使用法（情報を聞きたい場合）

- ・「171」ダイヤル→音声案内に従い「2」をダイヤル→保育園の電話番号「〇〇〇〇」をダイヤル→伝言内容を聞く



## ○虐待について

たとえ親からの愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。皆さんの目から、ほかのお子さまを見て「おかしい、やりすぎてはいないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談しましょう。ときには、子どもの命にかかわる深刻な問題です。いち早く発見し、支援の手を差しのべるために、社会全体の協力が求められています。

### ①身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、熱湯をかける、タバコの火を押しつける、異物、毒物を飲ませるなど)

### ②性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または、児童にわいせつな行為をさせること。

(子どもへの性交、性的行為の強要、教唆、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写となることを子どもに強要するなど)

### ③ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、その他、保護者としての監護を著しく怠ること。

(家に監禁する、十分な食事を与えない、病気や怪我をしても適切な処置をしない、乳幼児を不潔なままにするなど)

### ④心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与えること。

(言葉による脅迫、子どもを無視をしたり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることをくり返し言う、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをするなど)

◎虐待と疑われるときは、通報しなければならない義務があります。

◎虐待と疑われるときの通報先

三次警察署 0824-64-0110      三次市すくすくネットワーク 0824-64-601

1

●当園にて虐待の疑いがあると判断した場合は、上記通報先に通報いたします

## ○連携保育園

園名	未定
所在地	広島県三次市
内容	3歳児以降の受け入れ保育等

## ○登降園時の駐車場ご利用について

専法寺保育園では、向かい側駐車場に6台、専法寺境内に3台分の駐車スペースを確保しております。登降園時、共に通勤が重なり、駐車車両及び駐車場の空きを待たれる方が多いことが予想されますので、充分にご注意いただき、譲り合ってご使用下さい。

また、駐車場内や保育園付近での走行は極力低速でお願いします。

お子さまについても、歩道や車道へ飛び出すことも予想され、とても危険です！園に入るまで・車や自転車に乗るまで最後までお子様から目を離さないようにお願いします。

県道434号線から専法寺保育園及び専法寺への出入りが、交通量、時間帯等によって困難な場合があります。左右の確認と低速での出入りを行ってください。